

「成年後見制度」を ご存じですか？



成年後見制度は、認知症、精神・知的障害などの理由で判断能力が不十分な方を法律的に支援する制度です。
日常生活での契約や財産管理などを行う際の不利益や、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守ります。



川口市

成年後見制度の種類

成年後見制度には『法定後見制度』と『任意後見制度』という2つの制度があり、さらに法定後見制度は利用する人の判断能力に応じて3つの制度に分けられます。

名称	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
対象者 (利用者本人)	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上保護			財産管理・身上保護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権 ^{※1} 取消権	日常生活に関する行為 ^{※2} 以外のすべての行為に対して(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為に対して	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為に対して	なし

※1 同意権は保佐制度・補助制度のみ

※2 日用品の購入(スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など)、その他日常生活に関する行為

後見

- ・日常的な買物ができない
- ・財産管理ができない
- ・重度の認知症等で生活全般に支援が必要などの状態の人が対象。

保佐

- ・日常的な買物はできる
- ・重要な財産管理ができない
- ・本人が自覚しない物忘れがしばしばあるなどの状態の人が対象。

補助

- ・日常的な買物はできる
- ・重要な財産管理は誰かの援助が必要
- ・物忘れがあることを本人が自覚しているなどの状態の人が対象。

財産管理

- ・本人の預貯金の管理
- ・不動産の処分
- ・遺産分割
- など、財産に関する契約についての助言や支援。

身上保護

介護・福祉サービスの手続きや支払いなど、日常生活にかかわってくる契約についての支援。

代理権

本人に代わり契約や財産管理などの法律行為ができる制度。

同意権・取消権

本人が契約などの法律行為を行うにあたり、支援する人が同意する制度。(同意権)
また支援する人の同意がないまま本人が行った法律行為に関して、その行為を取消することができる制度。(取消権)

法定後見制度の利用のしかた

申立て

本人の住所地にある家庭裁判所に後見開始の審判を申立てます。(市内在住の場合:さいたま家庭裁判所)

【申立てのできる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長(身寄りのない高齢者などの場合) など

【申立てに関して】

申立書や戸籍謄本、医師の診断書など、申立てに必要な書類を提出(※必要な書類については申立て先の家庭裁判所にご確認ください)



審判手続

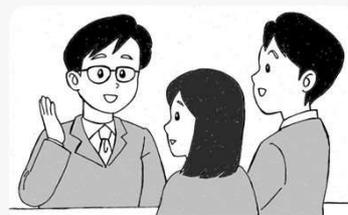
申立書の提出を受け、家庭裁判所にて審理が開始されます。

※「後見」「保佐」の審判を開始する際には、本人の判断能力を医師等に鑑定してもらう場合があります。

家庭裁判所の調査官が、本人や申立人、家族、医師等から本人の状態や生活状況を確認し、その事情に応じて適切な人を選任します。

【成年後見人等の選任対象】

- ・配偶者や親族、知人
 - ・法律や福祉の専門家
 - ・法人(川口市成年後見センター・NPO法人など) など
- ※複数の後見人等を選任する場合があります。



支援開始

成年後見人等が支援を開始します。

※任意後見制度(判断能力のある人)の契約については公証役場で行います。詳しくは全国の公証役場までご確認ください。